

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年11月7日（令和6年（行情）諮問第1219号ないし同第1224号）

答申日：令和7年6月18日（令和7年度（行情）答申第105号ないし同第110号）

事件名：「訓練資料3-04-02-18-28-0水陸両用車」の一部開示決定に関する件

「訓練資料3-04-02-18-28-0水陸両用車」の一部開示決定に関する件

「訓練資料3-04-02-18-28-0水陸両用車」の一部開示決定に関する件

「訓練資料3-04-02-18-28-0水陸両用車」の一部開示決定に関する件

「訓練資料3-04-02-18-28-0水陸両用車」の一部開示決定に関する件

「訓練資料3-04-02-18-28-0水陸両用車」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の概要

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年5月20日付け防官文第9788号、同年8月1日付け防官文第14943号、同年10月6日付け防官文第18836号、令和5年3月31日付け防官文第7445号、同年6月9日付け防官文第12515号、同年8月21日付け防官文第17568号及び令和6年5月31日付け防官文第12927号ないし同第12932号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分12」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 審査請求書1及び審査請求書4（原処分1及び原処分4）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、

『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

(イ) 国が情報公開法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（略）及びプロパティ情報（略）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求めるものである。

(2) 審査請求書2（原処分2）

アないしオ 上記（1）アないしオと同旨。

カ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(3) 審査請求書3、審査請求書5及び審査請求書6（原処分3、原処分5及び原処分6）

アないしエ 上記（1）アないしエと同旨。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 上記（1）オと同旨。

ク 上記（2）カと同旨。

(4) 審査請求書7ないし審査請求書12（原処分7ないし原処分12）

ア 電磁的記録の特定を求める。

令和5年度（行情）答申第654号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

イないしエ 上記（1）イないしエと同旨。

オ及びカ 上記（3）オ及びカと同旨。

キ 上記（2）カと同旨。

### 第3 諮問庁の説明の概要

#### 1 経緯

##### (1) 原処分1及び原処分7について（諮問第1219号）

本件開示請求は、別紙の1（1）に掲げる文書（以下「本件請求文書1」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（1）に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書1」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年5月20日付け防官文第9788号により、本件対象文書1のうち、別紙の2（1）アについて、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和6年5月31日付け防官文第12927号により、本件対象文書1のうち、別紙の2（1）イについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分7）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分7に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

##### (2) 原処分2及び原処分8について（諮問第1220号）

本件開示請求は、別紙の1（2）に掲げる文書（以下「本件請求文書2」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（2）に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書2」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年8月1日付け防官文第14943号により、本件対象文書2のうち、別紙の2（2）アについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った後、令和6年5月31日付け防官文第12928号により、本件対象文書2のうち、別紙の2（2）イについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分8）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分8に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に

上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(3) 原処分3及び原処分9について（諮問第1221号）

本件開示請求は、別紙の1（3）に掲げる文書（以下「本件請求文書3」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（3）に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書3」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年10月6日付け防官文第18836号により、本件対象文書3のうち、別紙の2（3）アについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った後、令和6年5月31日付け防官文第12929号により、本件対象文書3のうち、別紙の2（3）イについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分9）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分9に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年11か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(4) 原処分4及び原処分10について（諮問第1222号）

本件開示請求は、別紙の1（4）に掲げる文書（以下「本件請求文書4」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（4）に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書4」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年3月31日付け防官文第7445号により、本件対象文書4のうち、別紙の2（4）アについて、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分4）を行った後、令和6年5月31日付け防官文第12930号により、本件対象文書4のうち、別紙の2（4）イについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分10）を行った。

本件審査請求は、原処分4及び原処分10に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分4に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に

上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(5) 原処分5及び原処分11について（諮問第1223号）

本件開示請求は、別紙の1（5）に掲げる文書（以下「本件請求文書5」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（5）に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書5」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年6月9日付け防官文第12515号により、本件対象文書5のうち、別紙の2（5）アについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分5）を行った後、令和6年5月31日付け防官文第12931号により、本件対象文書5のうち、別紙の2（5）イについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分11）を行った。

本件審査請求は、原処分5及び原処分11に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分5に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(6) 原処分6及び原処分12について（諮問第1224号）

本件開示請求は、別紙の1（6）に掲げる文書（以下「本件請求文書6」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（6）に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書6」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年8月21日付け防官文第17568号により、本件対象文書6のうち、別紙の2（6）アについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分6）を行った後、令和6年5月31日付け防官文第12931号（注：「防官文第12931号」は、「防官文第12932号」の明白な誤記と認める。）により、本件対象文書6のうち、別紙の2（6）イについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分12）を行った。

本件審査請求は、原処分6及び原処分12に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分6に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年1か月を

要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

### (1) 原処分1及び原処分7について（諮問第1219号）

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。

オ 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。

カ 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、電磁的記録を特定している。

キ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分7においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ク 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分7を維持することが妥当である。

(2) 原処分2及び原処分8について（諮問第1220号）

アないしカ 上記(1)アないしカと同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分2」と読み替える。

キ 上記(1)キと同旨。ただし、「原処分7」とあるのを「原処分2及び原処分8」と読み替える。

ク及びケ 上記(1)ク及びケと同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分2」、「原処分7」とあるのを「原処分8」と読み替える。

(3) 原処分3及び原処分9について（諮問第1221号）

アないしウ 上記(1)アないしウと同旨。

エ及びオ 上記(1)キ及びクと同旨。ただし、「原処分7」とあるのを「原処分3及び原処分9」と読み替える。

カ 上記(1)エと同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分3」と読み替える。

キ 上記(1)オと同旨。

ク 上記(1)カと同旨。

ケ 上記(1)ケと同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分3」、「原処分7」とあるのを「原処分9」と読み替える。

(4) 原処分4及び原処分10について（諮問第1222号）

アないしエ 上記(1)アないしエと同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分4」と読み替える。

オ 上記(1)カと同旨。

カ及びキ 上記(1)キ及びクと同旨。ただし、「原処分7」とあるのを「原処分10」と読み替える。

ク 上記(1)オと同旨。

- ケ 上記（１）ケと同旨。ただし、「原処分１」とあるのを「原処分４」、「原処分７」とあるのを「原処分１０」と読み替える。
- (5) 原処分５及び原処分１１について（諮問第１２２３号）
- アないしウ 上記（１）アないしウと同旨。
- エ及びオ 上記（１）キ及びクと同旨。ただし、「原処分７」とあるのを「原処分５及び原処分１１」と読み替える。
- カ 上記（１）エと同旨。ただし、「原処分１」とあるのを「原処分５」と読み替える。
- キ 上記（１）オと同旨。
- ク 上記（１）カと同旨。
- ケ 上記（１）ケと同旨。ただし、「原処分１」とあるのを「原処分５」、「原処分７」とあるのを「原処分１１」と読み替える。
- (6) 原処分６及び原処分１２について（諮問第１２２４号）
- アないしウ 上記（１）アないしウと同旨。
- エ及びオ 上記（１）キ及びクと同旨。ただし、「原処分７」とあるのを「原処分６及び原処分１２」と読み替える。
- カ 上記（１）エと同旨。ただし、「原処分１」とあるのを「原処分６」と読み替える。
- キ 上記（１）オと同旨。
- ク 上記（１）カと同旨。
- ケ 上記（１）ケと同旨。ただし、「原処分１」とあるのを「原処分６」、「原処分７」とあるのを「原処分１２」と読み替える。

#### 第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和６年１１月７日 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第１２１９号ないし同第１２２４号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月２１日 審議（同上）
- ④ 令和７年５月１４日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同年６月１１日 令和６年（行情）諮問第１２１９号ないし同第１２２４号の併合及び審議

#### 第５ 審査会の判断の理由

##### １ 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第１のとおりであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法５条３号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁

は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、令和6年（行情）諮問第1219号、同第1220号、同第1222号において、諮問庁は原処分1、原処分2及び原処分4に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

## 2 不開示部分の不開示情報該当性について

別表に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊における水陸両用車の機能、性能及び操作要領等並びに自衛隊の行動、運用及び教育訓練の細部手順等に関する情報が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

当該部分については、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度並びに装備品の質的能力が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙

### 1 本件請求文書

#### (1) 本件請求文書1

防官文第4120号(2022. 1. 14-本本B2246)で残りの部分とされた全て、及び当該文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた他の文書の全て。

#### (2) 本件請求文書2

防官文第9788号(2022. 3. 22-本本B2901)で残りの部分とされた全て、及び当該研究のフォローアップ作業に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全て。\*「フォローアップ作業」の意味は、「人事関係施策等検討会議」概要の「目的」に掲載されているものと同じ。

#### (3) 本件請求文書3

防官文第14943号(2022. 5. 31-本本B385)で「残りの部分」とされた全て。

#### (4) 本件請求文書4

防官文第18836号(2022. 8. 8-本本B830)で残りの部分とされた全て。

#### (5) 本件請求文書5

防官文第7445号(2023. 2. 3-本本B2496)で残りの部分とされた全て。

#### (6) 本件請求文書6

防官文第12515号(2023. 4. 11-本本B66)で残りの部分とされた全て、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られている他の文書の全て。

### 2 本件対象文書

#### (1) 本件対象文書1

ア 訓練資料3-04-02-18-28-0 水陸両用車(仮称)(試行案) 富士学校 平成29年3月(表紙から改正意見提出要領までを除く。)(目次のみ。)

イ 訓練資料3-04-02-18-28-0 水陸両用車(仮称)(試行案) 富士学校 平成29年3月(表紙から目次までを除く。)

#### (2) 本件対象文書2

ア 訓練資料3-04-02-18-28-0 水陸両用車(仮称)(試行案) 富士学校 平成29年3月(表紙から目次までを除く。)(1ページ及び2ページのみ。)

イ 訓練資料3-04-02-18-28-0 水陸両用車(仮称)(試

行案) 富士学校 平成29年3月(表紙から本文の2ページまでを除く。)

(3) 本件対象文書3

ア 訓練資料3-04-02-18-28-0 水陸両用車(仮称)(試行案) 富士学校 平成29年3月(表紙から本文の2ページまでを除く。)(本文の3ページから9ページの次の白紙まで。)

イ 訓練資料3-04-02-18-28-0 水陸両用車(仮称)(試行案) 富士学校 平成29年3月(表紙から本文の9ページの次の白紙までを除く。)

(4) 本件対象文書4

ア 訓練資料3-04-02-18-28-0 水陸両用車(仮称)(試行案) 富士学校 平成29年3月(表紙から本文の9ページの次の白紙までを除く。)(本文の11ページのみ。)

イ 訓練資料3-04-02-18-28-0 水陸両用車(仮称)(試行案) 富士学校 平成29年3月(表紙から本文の11ページまでを除く。)

(5) 本件対象文書5

ア 訓練資料3-04-02-18-28-0 水陸両用車(仮称)(試行案) 富士学校 平成29年3月(表紙から本文の11ページまでを除く。)(本文の12ページのみ。)

イ 訓練資料3-04-02-18-28-0 水陸両用車(仮称)(試行案) 富士学校 平成29年3月(表紙から本文の12ページまでを除く。)

(6) 本件対象文書6

ア 訓練資料3-04-02-18-28-0 水陸両用車(仮称)(試行案) 富士学校 平成29年3月(表紙から本文の12ページまでを除く。)(本文の13ページのみ。)

イ 訓練資料3-04-02-18-28-0 水陸両用車(仮称)(試行案) 富士学校 平成29年3月(表紙から本文の13ページまでを除く。)

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

不開示とした部分		不開示とした理由
原処分3、原処分7及び原処分8	本文の3ページないし9ページまでのそれぞれ一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
原処分5及び原処分7ないし原処分10	本文の12ページの一部	
原処分6ないし原処分11	本文の13ページの一部	
原処分7ないし原処分12	本文の14ページないし20ページ、22ページないし26ページ、28ページないし33ページ、36ページないし40ページ、53ページないし57ページ、61ページ、69ページ、81ページ、83ページないし85ページ、90ページ、93ページないし95ページ、107ページ、109ページ、129ページ、176ページ、188ページないし191ページ、193ページないし197ページ、199ページないし206ページ、216ページ、217ページ、219ページないし223ページ、226ページないし237ページ及び246ページのそれぞれ一部	
原処分2及び原処分7	本文の1ページ及び2ページのそれぞれ一部	自衛隊の行動、運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることか
原処分7ないし原処分12	本文の37ページないし51ページ及び147ページないし160ページのそれぞれ一部	

		ら、法5条3号に該当するため不開示とした。
--	--	-----------------------

※当審査会において整理した。